



相談情報

2011年9月
VOL. 152

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
(山口県地域福祉権利擁護センター)

「行政書士による相続・遺言・成年後見無料相談会」の開催について

行政書士による 相続・遺言・成年後見 無料相談会



相続について聞いてみたい。
遺言のことをいろいろ知りたい。
成年後見制度ってどんな制度？
老後の生活に不安がある等
日常生活の中における
さまざまな問題や悩みのご相談に
行政書士がわかりやすく、丁寧に
対応させていただきます。
どうぞお気軽にお越しください。

日時：平成23年10月14日（金）
午前10時から午後4時まで

場所：山口県社会福祉会館
3階 第一会議室

申込：当日、直接会場へお越しください。
ご予約（電話：083-924-5059）も
お受けいたします。

※行政書士には**守秘義務**が課せられておりますので
安心してご相談ください。

【申込・問い合わせ先】

主催/山口県行政書士会
共催/コスモスやまぐち
後援/山口県社会福祉協議会

山口県行政書士会事務局
TEL:083-924-5059
FAX:083-924-5197

行政書士による相続・遺言・成年後見の無料相談会が開催されます。

【日 時】平成23年10月14日（金）
午前10時から午後4時まで

【場 所】山口県社会福祉会館 3階第一会議室

【申 込】当日、直接会場へ。また予約もできます。
(予約の電話：083-924-5059)

【問い合わせ先】
山口県行政書士会事務局
TEL083-924-5059
FAX083-924-5197

【主 催】山口県行政書士会
【共 催】コスモスやまぐち
【後 援】山口県社会福祉協議会

●山口県法人成年後見支援センター(山口県地域福祉権利擁護センター)では、以下の取り組みを行っています。何かお困りごとがありましたら、当センターにご相談ください。

- ・成年後見制度の内容や申立の方法など成年後見制度に関するご相談をお受けします。
- ・成年後見制度がより身近な制度になるよう、広報啓発を行います。
- ・市町長による申立がスムーズに行われるように、市町行政に働きかけをします。
- ・法人後見の受任を検討する社会福祉法人等を応援します。

【問い合わせ先】：地域福祉権利擁護センター／法人成年後見支援センター

TEL (083) 924-2845 FAX (083) 922-1295

<相談事例>

Q1 父が20年前に亡くなり、その時に他の兄弟に言われるままに相続放棄をしました。私は結婚はせず、今は都会で働いてアパートで一人暮らしをしています。来年定年退職をする予定で、退職したら故郷の育った家で暮らしたいと思っています。故郷の家は私の兄が高齢で一人で暮らしています。知人にそのことを話すと、相続放棄をした家には、私には何の権利もないから住めないと言われました。そうなのでしょうか。

A1 20年前に相続放棄をしていたとしても、お兄さんが一緒に住むことを了解されるのなら問題はありません。ただ無料で借りるよりきちんと借料を払って借りたほうが、先で兄弟間に問題が起きて出て行くように言われたときなどには、賃借人は借地借家法で守られますので安心です。

Q2 私の妻の弟が亡くなりましたが100万円の貯金が残されていました。弟には妻子がなかったので、相続人は私の妻の兄妹だけということでした。相続人の一人が、相続人全員の委任を受けて弟の口座から払戻しをする予定でしたが、最近妻が認知症と診断され、署名等が困難な状態になって、払戻手続きに必要な払戻依頼書（相続人全員の署名・実印押印、印鑑証明書等）が整備できず困っています。どうすればいいのでしょうか。

A2 あなたの奥さんに後見人をつけるのが一番良いのですが、あなたがお考えになるより時間がかかります。それより、弟さんが預金している銀行を相手に訴えをおこしたほうがいいでしょう。判例によりますと預貯金などの金銭債権（可分債権）は相続開始と同時に当然に分割され、各相続人が相続分に応じてこれを承継するとされています。ですから、裁判になればお尋ねの銀行実務の手続きを経ずに、各相続人が個別に請求した預金払戻が認められる可能性があります。ただ、銀行を相手に訴えを起こすのは大変なので、弁護士等に依頼されたほうがいいでしょう。



地域福祉権利擁護ニュース

◆成年後見制度普及啓発セミナー ～後見の担い手養成からのセーフティネット整備～
を開催します。

- 【日時】 平成23年11月10日(木) 午後1時00分から午後4時30分まで
 【会場】 ニューメディアプラザ山口 多目的シアター
 (山口市熊野町1番10号)
 【対象】 市町成年後見制度利用支援事業担当部所役職員、地域包括・在宅介護支援センター役職員、
 社会福祉協議会役職員、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護
 支援専門員、介護福祉士、成年後見を学ぶ学生、その他受講希望者
 【定員】 100名程度
 【参加費】 無料
 【申込み方法】 参加申込書に記入の上、下記にFAXでお申込みください。
 【申込み締切り】 平成23年10月31日(月)
 【問い合わせ先】 山口県法人成年後見支援センター“らいふサポートやまぐち”
 TEL083-924-2845 / FAX083-922-1295

研修内容

| | |
|-------------|--|
| 12:30~13:00 | 受付 |
| 13:00~13:10 | 開会 |
| 13:10~14:10 | 講義 「成年後見制度におけるセーフティネット整備の必要性とこれから」 講師 東京大学 政策ビジョン研究センター 市民後見研究実証プロジェクト 特任助教 宮内 康二 氏 |
| 14:10~14:20 | 〈休憩〉 |
| 14:20~16:20 | シンポジウム「セーフティネットとしての後見人等の取組みとこれから」 コーディネーター 東京大学 政策ビジョン研究センター 市民後見研究実証プロジェクト 特任助教 宮内 康二 氏 シンポジスト 社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長 齋藤 修一 氏 特定非営利活動法人はばたき 代表者 福田 一男 氏 社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 富海 隆 氏 |
| 16:20~16:30 | 閉会 |

☆HPに開催要項、参加申込書を載せています。

〈山口県社協HP (<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>)〉 → 福祉相談 → 地域福祉権利擁護事業 → 法人成年後見支援センター“らいふサポートやまぐち”
→ 研修会のご案内

〈お問い合わせ〉山口県社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター／法人成年後見支援センター

(TEL) 083-924-2845 (FAX) 083-922-1295

法律・心理専門相談日

相談は無料です。お気軽にご利用ください。(平成23年)

| | 項目 | 相談日 | | 時間 | | 備考 |
|-----|----|--------|--------|-------------|-----|--------|
| 10月 | 法律 | 11日(火) | 25日(火) | 10:00~12:00 | 予約制 | 面接のみ |
| | 心理 | 6日(木) | 20日(木) | 15:00~17:00 | | 面接・Tel |
| 11月 | 法律 | 8日(火) | 22日(火) | 10:00~12:00 | 予約制 | 面接のみ |
| | 心理 | 10日(木) | 17日(木) | 15:00~17:00 | | 面接・Tel |
| 12月 | 法律 | 13日(火) | 20日(火) | 10:00~12:00 | 予約制 | 面接のみ |
| | 心理 | 8日(木) | 15日(木) | 15:00~17:00 | | 面接・Tel |

☆ 認知症の相談は、

認知症コールセンター 083-924-2835 へ

◇ 専門相談(予約)についてのお問合せは...

午前 8時30分 から 午後 5時 まで

※ 平日のみの受付になります。

◆ 法律相談の変更 12月27日(火) → 12月20日(火)

◆ 心理相談の変更 12月 1日(木) → 12月 8日(木)

TEL 083(922)1211

FAX 083(922)1295

ホームページ <http://www.vamaguchikensvakvo.jp>

山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9番6号

ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館1階